

知的財産政策を巡る最近の動向について

平成19年10月24日

特 許 庁

目 次

1 . 我が国経済社会を巡る環境の変化	・ ・ ・ ・ ・ P . 2
2 . 経済のグローバル化の進展と主要国の特許庁が直面している課題	・ ・ ・ P . 3
3 . 最近の国際関係の動きについて	・ ・ ・ ・ ・ P . 4
4 . 国際的なワークシェアリングに向けた取組	・ ・ ・ ・ ・ P . 5
5 . 国際的な特許制度の調和に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・ P . 6
6 . 発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組	・ ・ ・ P . 10
7 . 我が国特許庁の模倣品対策に係る取組	・ ・ ・ ・ ・ P . 12
8 . 我が国における出願動向について	・ ・ ・ ・ ・ P . 13
9 . 我が国の特許審査を巡る現状	・ ・ ・ ・ ・ P . 14
10 . 我が国における特許審査の迅速化・効率化に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・ P . 15
11 . 企業における戦略的な知財管理の推進	・ ・ ・ ・ ・ P . 17
12 . 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援	・ ・ ・ ・ ・ P . 19
13 . 知財人材の育成に向けた取組	・ ・ ・ ・ ・ P . 20
14 . 弁理士法の一部を改正する法律の概要	・ ・ ・ ・ ・ P . 22

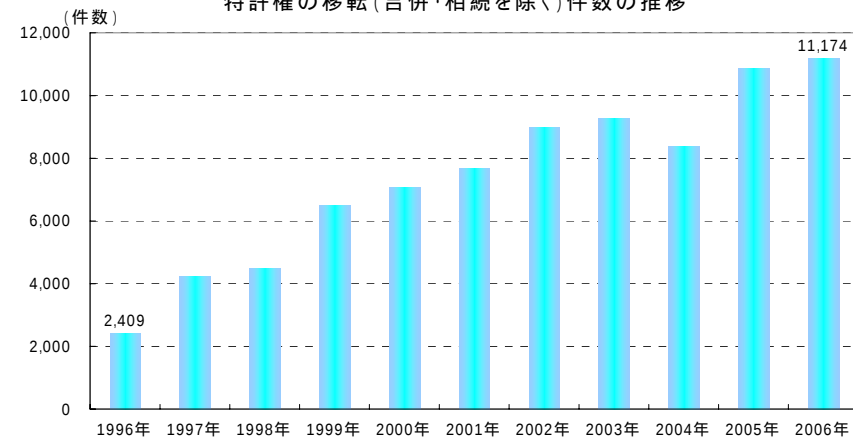
1. 我が国経済社会を巡る環境の変化

- 我が国経済はソフト化、高付加価値化が進展しており、企業経営における知的財産の重要性は近年急速に高まっている。
- また技術の高度化・複雑化や、製品構造の変化(モジュール化)及び産業構造の変化(垂直統合から水平分業へ)が進んでおり、企業は必ずしも研究開発や製造工程の全てを自前で行うことなく、外部プレーヤーの活用や連携が進みつつある。
- こうした企業行動や産業構造の変化を受け、近年知的財産を巡るプレーヤーやその企業行動の多様化が進んでおり、知的財産権の移転等が活発化している。
- さらにライセンスの拡大が進展しており、権利の適切な保護やライセンス契約の安定性を確保するため、登録制度の一層の利便性向上が求められている。

研究開発に係る企業行動の変化(例)

- IT分野では積極的に研究開発をアウトソースすることで、競争力を確保する企業も登場(ex.米Cisco等)
- 最近では医薬・バイオ分野においても同様の動きが存在。
大学、TLOも研究開発のアウトソース先として捉えることも可能。

特許権の移転(合併・相続を除く)件数の推移



(資料)特許庁「特許行政年次報告書」(2006年版・2007年版)から作成。

2. 経済のグローバル化の進展と主要国の特許庁が直面している課題

- 経済のグローバル化が進展し、世界経済における貿易・投資の拡大を通じて企業間競争が激化。
- 経済のグローバル化や知的財産に対する企業意識の高まりを背景に、自国のみならず海外における特許権取得のニーズが高まっていることから、世界の特許出願の総数は一貫して増加しており、約4割は外国への出願。
- また中国、インドを初めとしたアジア諸国においては、近年着実な経済成長が実現しており、先進国のみならずこうした発展途上国においても、知的財産に対する関心が高まる一方、今後は発展途上国における知的財産権の適切な保護が課題となっている。
- 加えて日米欧の特許庁への年間約97万件の特許出願のうち、約24万件は出願内容が重複しており、これらの特許庁においてはいずれも審査順番待ち期間の短縮が課題となっている。

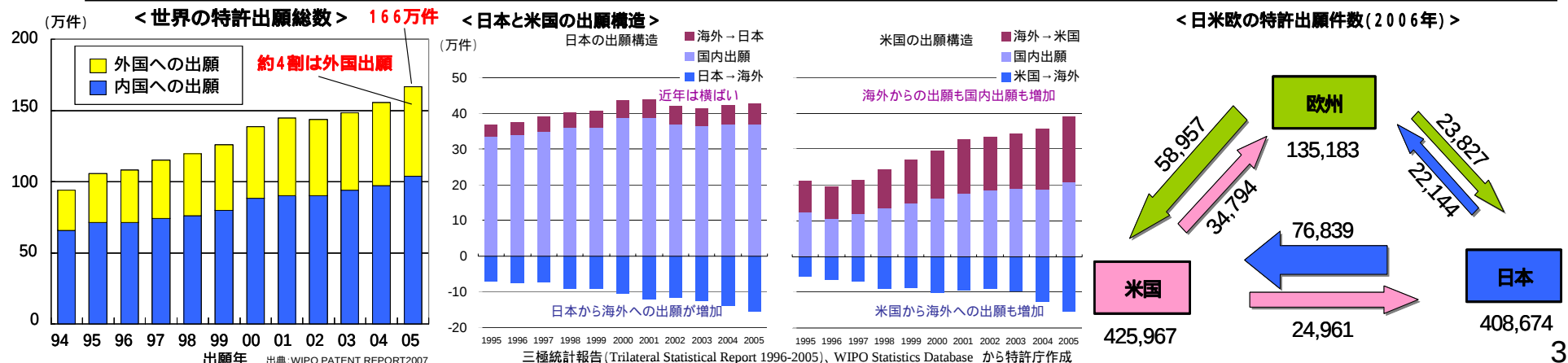
各国の特許庁において今後必要となる取組

各国特許庁におけるワークシェアリングの推進

出願内容が重複した特許出願を各国特許庁が個別に審査する非効率・コストが発生しており、出願人の負担軽減及び効率的な特許審査等を目指した取組が必要。

国際的な特許制度の調和の推進

自国のみならず海外での特許権取得のニーズが高まっていることから、海外での特許権取得の予見可能性を高めるための取組が必要。



3. 最近の国際関係の動きについて

WIPO

WIPO加盟国総会

【本年9月の会合概要】

(決定事項)

- ・開発アジェンダに関する勧告の採択
- ・韓国語、ポルトガル語の国際公開言語化
- ・ブラジル、インドのISA/IPEA指定 他
- (議論継続事項)
- ・PCT料金減額(日米提案)
- 他

制度調和に関する先進国会合

【本年9月の会合概要】

- ・今後の協議項目(先願主義への移行やグレースピリオドの拡大等)に一定の共通理解が得られるも、一部項目につき意見が相違。

APEC

- ・「特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ」
本年9月合意。

日米欧三極

三極特許庁長官会合

【本年11月の会合で25回目】

- ・これまでに、三極間でのワークシェアリングや、出願様式統一等の制度・運用調和、IT化等について議論。

日米欧中韓五大特許庁長官会合

【本年5月(初開催)の会合概要】

- ・特許出願増加への対応に向けた、ワークシェア、手続簡素化、審査の質の維持・向上等の課題についての協力の必要性について確認。

商標三極会合

【本年10月の概要】

- ・本年より中国がゲスト参加。
- ・中国の商標に関する課題と協力、三極商品役務表示分類便覧プロジェクト、国際商標出願制度の利便性向上、IT化に関する情報交換等につき議論。

二国間関係

日米新共同イニシアティブ (本年1月合意)

特許審査ハイウェイの拡大

(日米、日韓、日英に続き日独試行開始予定)

日韓特許庁長官会合

日韓関係

【本年11月の会合で19回目】

- ・これまでに、特許審査ハイウェイの開始などの審査協力、機械化協力等につき議論。

日中韓特許庁長官会合【本年12月で7回目】

日中特許庁長官会合

日中関係

【本年11月の会合で14回目】

- ・これまでに、専利法改正への働きかけ等の知財制度整備、人材育成等のキャパビル支援等について議論。

日中商標長官級会合

【本年10月の概要】

- ・2003年11月以来、4年ぶりに開催。中国における審査処理迅速化や商標法改正等の課題について意見交換を実施。

日印間協力MOU (本年5月署名)

- ・大臣間において、知的財産分野における協力の基本的枠組み及び具体的方策を策定した覚書に調印。

各国とのEPA交渉

- ・ASEAN地域を中心に、知財制度・運用の整備を踏まえたEPA交渉を推進。

4. 国際的なワークシェアリングに向けた取組

- 重複した内容が各庁において審査されるグローバルな特許出願の増加に対処すべく、**各国庁間のワークシェアリングによる業務効率化を推進**。
- サーチ結果、一次審査結果、特許判断など相互利用可能な情報について、その利用性や各国庁間の着手時期を反映した各種取組の実施、及びその基盤となる電子化されたネットワーク構築により、**ワークシェアリングの効率の最大化**を目指す。

サーチ・審査結果の相互利用に向けた取組

各国制度の差異を踏まえたワークシェアリングの枠組み構築

サーチ結果：PCT等のSR活用

- PCT出願の国際調査報告や、欧州特許庁のサーチレポートを利用。欧州特許庁では、世界で最初となる自庁への出願について、優先的にサーチ結果を提供する仕組みを導入済み。

一次審査結果：審査結果の早期発信

- 世界で最初となる自国の特許庁への出願について、優先的に審査結果を発信し、他国の特許庁がその結果を利用する枠組み。2007年3月に米国より提案。



我が国では、海外へも出願されるグローバル出願については審査結果の早期発信を目指している。

特許判断：特許審査ハイウェイ

- 第1庁で特許可能と判断された出願について、出願人の申請に基づいて、その審査結果を第2庁に提供することにより、優先的に審査することを約束する枠組み。迅速な権利化も期待。我が国は米韓英に加え独と合意。米英で開始するなど**ネットワーク拡大中**。

電子化されたネットワーク構築による情報共有の拡大

サーチ・審査結果のネットワーク共有

ドシエ・アクセス・システム

- 日米欧特許庁間及び日韓特許庁間において整備済み。互いの出願・審査情報にリアルタイムでアクセスし、サーチ・審査結果を相互に利用することが可能。

高度産業財産権ネットワーク（AIPN）

- 我が国特許庁における審査結果の発信については、高度産業財産権ネットワーク（AIPN）が整備されており、インターネット回線を通じて30もの外国特許庁に審査結果を英語で発信。

優先権書類電子データのネットワーク共有

優先権書類の二国間電子的交換システム

- 日米欧特許庁間、及び日韓特許庁間において実現。従来は海外へ出願する際に優先権の主張を行う場合、出願人が第1国の特許庁から入手した優先権書類の書面による提出が必要。

優先権デジタルアクセスサービス（DAS）

- WIPOにて検討中の、第1庁に限らずある特許庁で電子化された優先権書類を、世界中の特許庁が電子的に利用可能にするシステム。



- ・出願人の**手続負担の一層の低減**。
- ・各国庁での優先権書類電子化に係る**事務処理負担軽減**が期待。

5. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(1) ~ 実体特許法条約締結に向けた取組 ~

- ▶ 特許制度調和に関する先進国会合では、国際的な特許制度調和を検討する上で、**今後協議の対象となりうる項目として、先願主義への移行やグレースピリオドの拡大などが挙げられている。**
- ▶ 米欧双方の中間的法制度を有する**我が方は、制度調和を主導しやすい立場**にある。

先進国会合で協議の対象となりうる主要項目	第三者の法的安定性を重視 欧州 ←————→ 日本		発明者の利益を重視 米国	
	欧州	日本	米国	
先願主義			先発明主義	
ヒルマードクトリン廃止			ヒルマードクトリンあり	
宣言なし / 12か月のグレースピリオド	宣言あり / 6か月 (博覧会の展示等、限定的)	宣言あり / 6か月 (刊行物、学会発表等も対象)		
第三者の権利	知得実施も含める	独自発明者の実施のみ	ビジネス方法のみ	
要約書は秘密先願を構成しない			出願人作成の要約書は秘密先願を構成 (判例)	
誤発行の公開公報をグレースピリオド対象化			通常の公開公報も対象	
PCT秘密先願 (要件緩和)	限定的	限定的	限定的	
18か月全件公開			国内のみの出願は例外	

注:

制度調和の方向と合致

国内制度との調整が必要となる可能性あり

欧州は各国が決定権を有しており、調整が難航。

() 特許制度調和の先進国会合に参加している欧州各国は、以下のEU加盟国及び欧州特許条約加盟国 (加盟予定国含む)。欧州委員会及び欧州特許庁も参加。

EU加盟国: アイルランド、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、ドイツ、チェコ、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、マルタ。
欧州特許条約加盟国: アイスランド、スイス、トルコ、モナコ、リヒテンシュタイン、ノルウェー。

米国特許改革法案2007

グローバル化の進展に伴い、制度を世界のベストプラクティスに合わせる動き。パテントロール対策も背景。
・先願主義への移行
・ヒルマードクトリンの廃止など。

5. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(2) ~ 実体特許法条約に関する議論の経緯 ~

1985年、特許制度調和の議論が世界知的所有権機関(WIPO)で開始。



1991年、米が先発明主義から先願主義への移行を拒否したため、失敗。



2000年に再開するも、2004年に途上国がWIPOでの議論をブロック。



2005年以降、主要な項目()に絞って、先進国を中心に検討。

() 「新規性」、「進歩性」、「先願主義」、「グレースピリオド(注)」など。

(注) 発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間。



2006年9月先進国会合: 包括妥協案に沿った条文作成に合意。

- 米国は、グレースピリオド拡大を条件に先願主義移行に柔軟姿勢。
- 欧州の一部の国(独・英)はグレースピリオド拡大に消極的。

2007年6月G8ハイリゲンダム・サミット / 日-EUサミット

- 成果文書(G8)にて、国際的な特許制度の調和と効率化の重要性に言及。

2007年9月先進国会合:

先願主義への移行やグレースピリオドの拡大を含む作業部会議長提案の項目リストについて、各国間で一定の共通理解が得られ、今後作業部会で更なる議論が行われる見通し。

5. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(3) ~ 米国特許法改正の動向 ~

< 目 的 > 制度調和の推進、特許の質の向上、特許訴訟の効率化

- 2007年4月に上下院に法案が同時提出され、9月に下院本会議を通過。
- 先願主義への移行を含むも、先に発明を公表した場合の例外規定等が盛り込まれる可能性あり。

米国特許改革法案2007(H.R.1908, S.1145)

- (1) 先願主義への移行(First Inventor to File) 先に発明を公表した場合は例外あり
- (2) 先行技術の定義(特許、刊行物、公用、販売を限定列挙。国外も対象。)
- (3) 18月出願全件公開 一部緩和策を導入(下院通過案)
- (4) 外国からの出願の先願権の制限規定を撤廃
(ヒルマードクトリン、PCT言語差別を撤廃。)
- (5) グレースピリオド
(発明者自身またはそれに由来する発明の公表から1年の猶予期間。)
- (6) 特許付与後異議申立制度の導入
- (7) 故意侵害の認定要件
- (8) 損害賠償額の算定基準
- (9) 裁判籍の制限 など

5. 国際的な特許制度の調和に向けた取組(4) ~ 手続面での調和に向けた取組 ~

- 各国との手続面での調和については、PCT条約（特許協力条約：1978年発効）に基づくPCT国際出願制度が既にあるが、依然として各国への出願手続は、国毎の制度に従って行う必要がある。
- これに対し、手続面での制度を調和するPLT条約が2000年に採択され、さらに、日米欧三極においては、**出願様式の統一**に取り組んでいる。

手続面での調和に向けた取組

出願様式の統一

- ・日米欧のいずれの特許庁にも共通して出願することができる出願様式の確立を目指し、試行結果を踏まえて本年11月に最終合意の予定。
- ・我が国においては、2009年4月の運用開始を目指しており、出願人は出願国別に出願書類を書き換える必要がなくなり、手続負担の軽減が期待される。



PLT（特許法条約）

- ・各国異なる国内手続を統一化、簡素化させることにより、出願人の負担を軽減。
- ・手続上のミスによる特許権の喪失を回復する等の救済規定も設けられている。

PCT条約（特許協力条約）に基づくPCT国際出願制度

一つの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT加盟国（現在137カ国）であるすべての国に同時に申請したことと同じ効果を与える出願制度。

6. 発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組(1)

要請

経済連携協定(EPA)交渉等を活用した要請

(これまでの成果)

迅速かつ的確な知財保護

我が国審査結果の受入(シンガポール、マレーシア) / 我が国審査結果を利用した早期審査(タイ、インドネシア) / 類似意匠及び部分意匠制度の導入(インドネシア) / 外国周知商標の保護(マレーシア、インドネシア)等

手続の簡素化・透明性向上

特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
公証義務の原則禁止(フィリピン、インドネシア)、包括委任状制度の導入(インドネシア)等

エンフォースメント強化

TRIPS協定以上の保護規定の導入(マレーシア、フィリピン、チリ、インドネシア、タイ)等

中国への要請

知財法の整備

中国専利法改正調査団との意見交換・シンポジウム(2006年9月)

官民による知財保護強化の要請

官民合同訪中ミッション派遣(第5回:2007年9月)

協力

情報化、人材育成協力

アジア太平洋地域を中心に過去11年間で2500人以上の研修生を受け入れ。

2007年5月には、大臣間において日印間における知的財産分野での協力に関する覚書を締結。

今後はWIPOのスキームを利用してアフリカ諸国への支援を拡大。

特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブ

APEC域内において、特許審査結果の活用促進、機械化 / 情報化の推進、特許審査能力の向上を図る。

6. 発展途上国における産業財産権制度の整備・拡充に向けた取組(2) ~ 中国への取組 ~

- 中国への特許出願件数、商標出願件数は**急増**。
- 我が国は、日中特許庁長官級会合(今年で14回目)による協力関係構築をはじめとして、第三次大改正が予定されている専利法(我が国における特許法、実用新案法、意匠法に相当)、商標法等の改正に関して我が国産業界の意見を踏まえた要望、人材育成協力、官民合同ミッション等を通じ、**知財制度・運用の整備、エンフォースメントの強化等を働きかけている。**

中国専利法改正調査団との意見交換・シンポジウム(昨年9月)

- 権利侵害に対する行政取り締まりの強化、再犯者への加重罰、世界公知公用制度の導入など、模倣品や発明盗用などに対処する改正案を歓迎。
- 中国側は、日本側の要請(意匠権の拡大等)についても理解を示し、要請を踏まえて更なる検討を行うことにつき言及。
- 専利法細則の改正についても意見交換を実施予定。

日中商標長官会合、日米欧商標三極会合(本年10月)

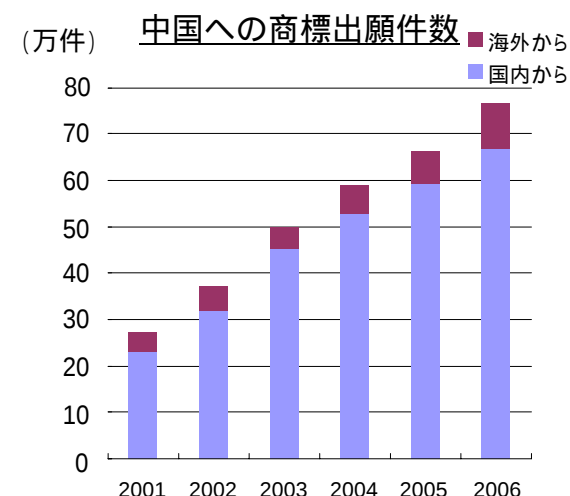
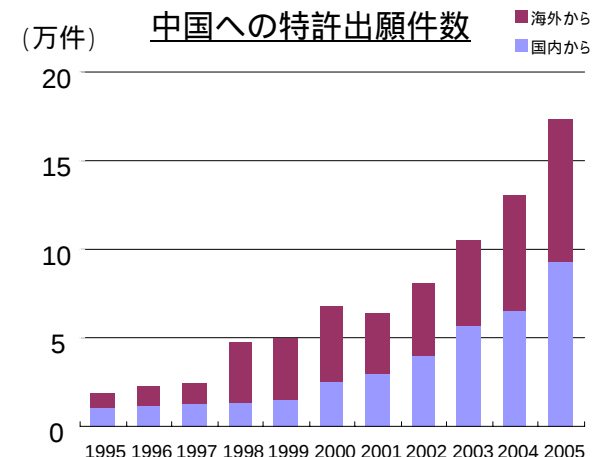
- ・ 日中商標長官級会合: 2003年11月以来、4年ぶり
 - 中国における審査処理の迅速化や商標法改正等の課題について意見交換。
 - 業務効率化やIT化における協力、出願人への情報提供等の協力関係の継続に合意。
 - 商標法改正について、外国周知の未登録商標の保護、類似商標に係る商標権侵害の刑事罰化等が我が国産業界の関心事である点伝え、意見交換を継続することとした。
- ・ 日米欧商標三極会合
 - IT化や効果的な事務処理、周知商標保護等に向けた三極による協力の方向性や、三極共同による中国国内でのワークショップの開催等について議論。
 - 三極に中国も交え、出願・処理状況や電子化状況、審査の迅速化の施策等の運用事項の情報交換を実施。

人材育成協力

- ・ 1996～2006年度の間に、中国より472名受入(総数2576名)
- ・ 我が国からの専門家派遣も実施。

官民による知財保護強化の要請

- ・ 官民合同訪中ミッション派遣(第5回: 2007年9月)(次項)



7. 我が国特許庁の模倣品対策に係る取組

国 内

➤ 消費者に対する普及啓発

知的財産権の重要性や模倣品購入が犯罪に荷担するおそれがあることを消費者に周知すべく、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施。



➤ 国内での対策強化

- ・ 特許庁と警察、税関との連携
知財権侵害事件に関する特許庁への照会件数：773件
(06年)
- ・ 水際での取締り強化
税関での輸入差止件数：約2万件(06年)
税関での輸入差止点数：約98万点(06年)

➤ 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」の設置

平成16年8月に、模倣品被害に関する相談のワンストップサービスとして「総合窓口」を設置。

海 外

➤ 模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱

G8 グレンイーグルズ・サミットで総理より提唱。

➤ 二国間会合等を通じて対策の強化を要請

経済産業省と中国商務部の定期協議、日中特許庁長官会合等において法制度の改善要請。

➤ 官民合同ミッションの中国派遣

中国に対し知財に関する法制度・運用面の改善等、模倣品対策の強化を要請するとともに、中国特許庁審査官に対する技術説明会の開催など、知財制度の運用に対する協力を提案。

➤ ジェトロ等を通じた模倣品・海賊版対策

- ・ 海外での模倣品被害に関する相談事業
- ・ 現地法律事務所、調査会社等の紹介
- ・ 現地の法制度や侵害事例・判例等に関する情報提供等

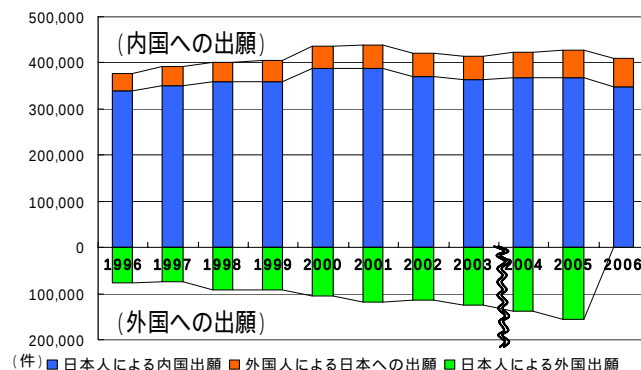
➤ 侵害発生国の執行機関への人材育成協力

模倣品被害が生じている国・地域における権利行使能力向上を図るため、現地の税関、警察等の関係機関の人材育成を支援。これまで、アジアを中心に15ヶ国、191名の取締機関職員を我が国に招聘して研修を実施。

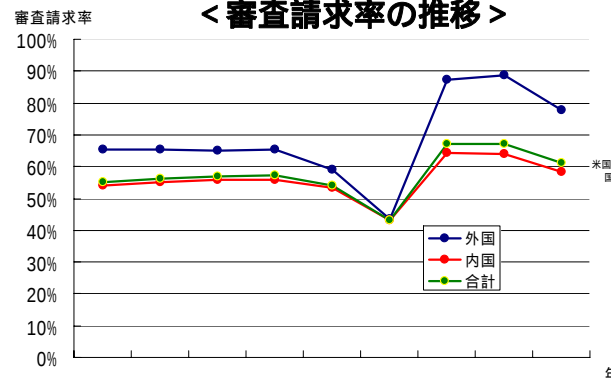
8. 我が国における出願動向について

- 我が国特許庁への出願件数は近年40万件程度の横ばいで推移しているものの、日本から海外への出願件数については近年増加傾向。
- 2001年10月から、特許出願後に審査請求を行うことができる期間を7年から3年に短縮。このため2001年以降の審査請求率は急増しており、依然として高水準で推移。
- なお日本人による内国出願と外国からの出願を比較した場合、特に外国からの出願に係る審査請求率が高く、我が国における審査請求率を引き上げる要因となっている。
- 日本人の出願先については、米国及び欧州のみならず、中国及び韓国に出願する割合が増加している。

< 我が国の出願動向 >

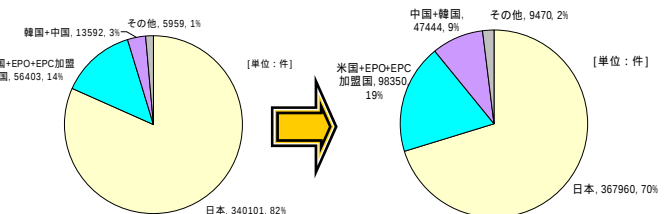


< 審査請求率の推移 >



(注) 2000年と2001年は7年間の審査請求期間が終了していないため暫定値(ただし2001年は7年間と3年間の審査請求期間が混在)。また2004年は3年間の審査請求期間が終了していないため暫定値。

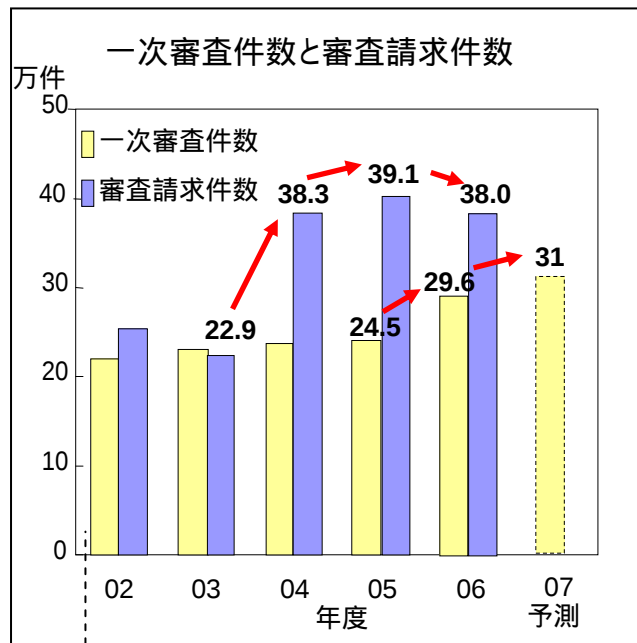
< 日本国籍出願人の出願先国の状況 >



	1996年	2005年	増減比(2005/1996)
日本	340101	367960	1.08
米国・EPO・EPC加盟国	56403	98350	1.74
韓国・中国	13592	47444	3.49
その他	5959	9470	1.59

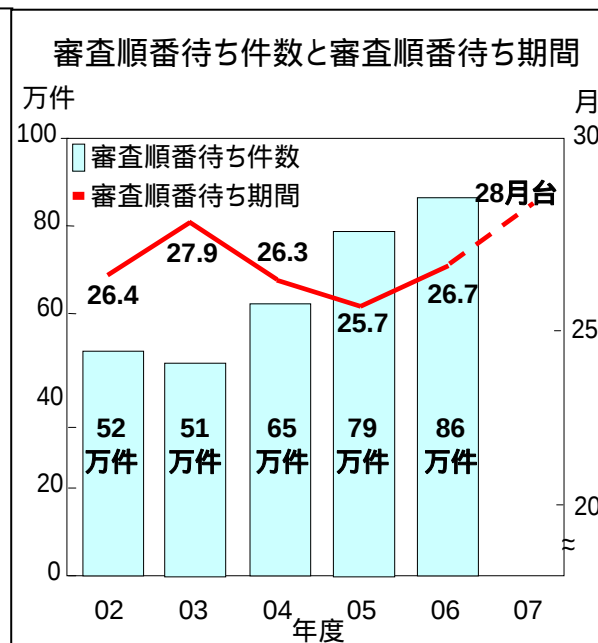
9. 我が国の特許審査を巡る現状

- 2001年10月から、特許出願後、審査請求を行うことができる期間を7年から3年に短縮。このため2004年度以降の審査請求件数は大きく増加しており、特許審査の迅速化・効率化に係る各種の取組を通じて一次審査件数も増加している。
- 2007年度は大幅な増加が見られた、2004年度の審査請求案件の審査に本格着手する必要があるため、審査順番待ち期間の短縮化には困難が伴うことが想定されるものの、2007年度の審査順番待ち期間は28月台に留めるよう取り組んでいくところ。(2013年には審査順番待ち期間を11月に短縮することを目標としている。)

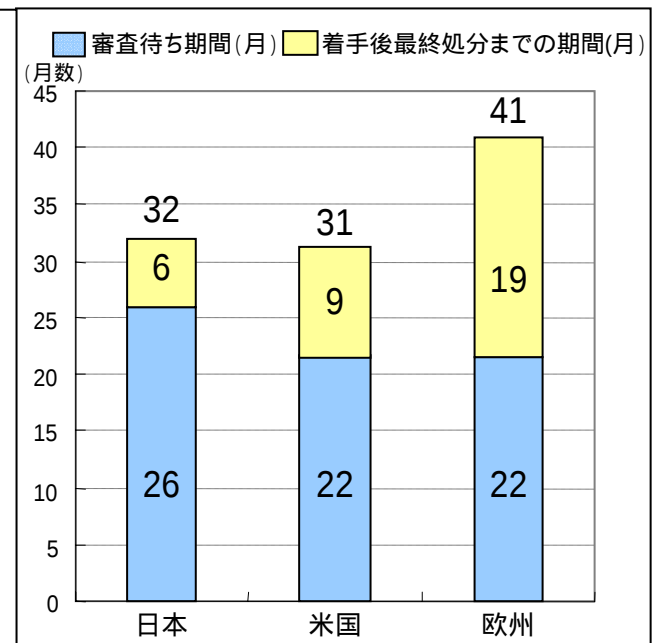


< 審査請求期間短縮による審査請求の急増 >
2001年10月

3年請求分
7年請求分



(注) 各年度末の値。06年は暫定値



(注) 2005年のデータ。ただし欧州は2004年データ

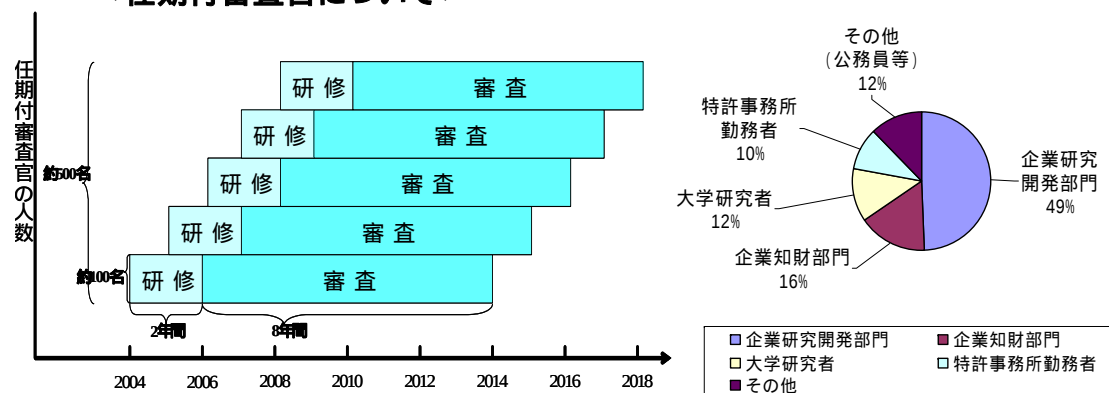
○ 日米欧ともに、
特許審査待ち期間の短縮が課題

10. 我が国における特許審査の迅速化・効率化に向けた取組(1)

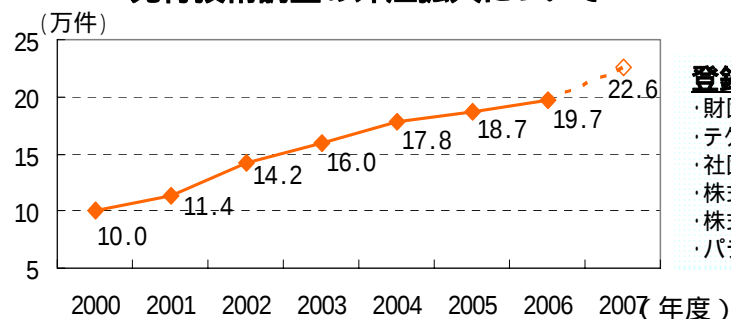
- 審査請求件数の急増に対応するため、特許庁においては企業の知財関係者等を対象として、2004年から2008年の5年間で約500人の任期付審査官の確保に取り組んでいるところ。
- また審査業務の効率化を推進するため、先行技術調査の登録調査機関(2007年9月現在6機関)への外注拡大にも取り組んでいる。
- 他方、審判請求件数については、高水準で推移する特許出願件数や一次審査件数の増加の影響を受けて近年急増している。

< 任期付審査官について >

任期付審査官採用内訳(平成16年度～平成19年度計)



< 先行技術調査の外注拡大について >

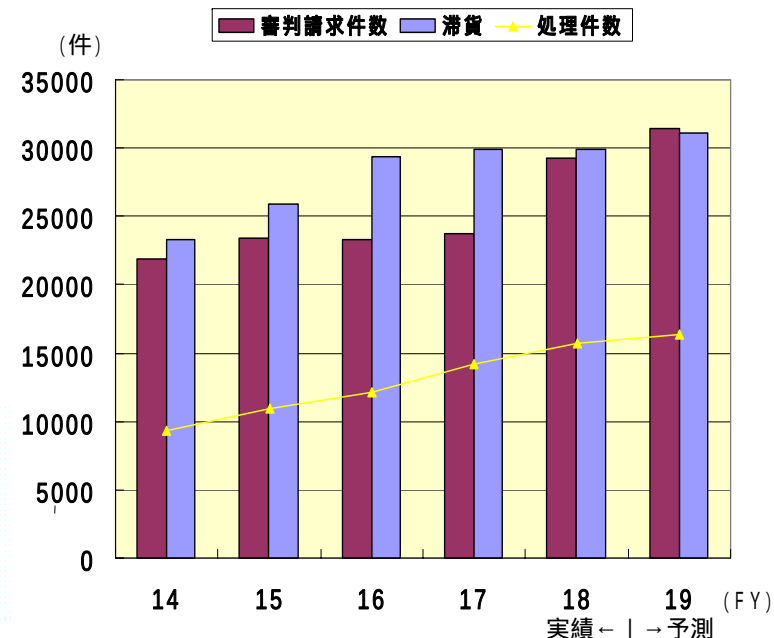


外注先機関は、2007年7月に6機関に。
2006年度の外注比率は約67%。欧米では民間外注は実施していない。

登録調査機関

- ・財団法人工業所有権協力センター(IPCC)
- ・テクノサーチ株式会社
- ・社団法人化学情報協会
- ・株式会社技術トランスファーサービス
- ・株式会社先進知財総合研究所
- ・パテントオンラインサーチ株式会社

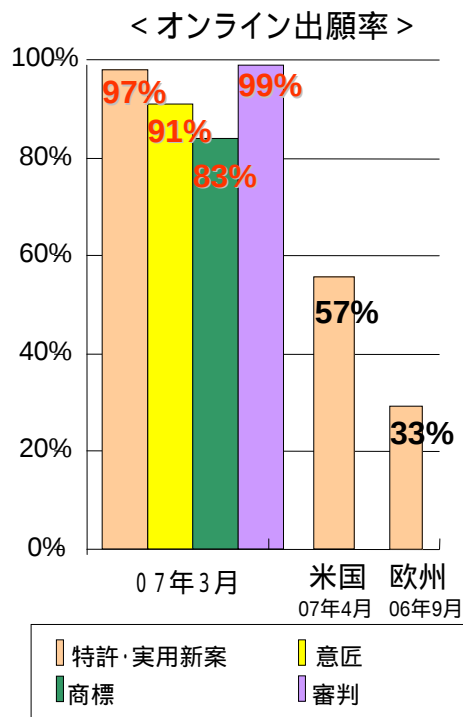
< 審判請求件数と滞貨の増加について(特実) >



10. 我が国における特許審査の迅速化・効率化に向けた取組(2)

- 我が国特許庁は、世界に先駆けたペーパーレス化を通じた効率的な業務態勢を実現。
- 現在は申請人の利便性向上・新サービスの提供、特許庁業務プロセスの改善・業務ノウハウの継承を実現するため、「新業務システム」を構築しているところ(平成22年度及び25年度を目途に段階的に構築)。

世界に先駆けたペーパーレス化



新業務システムの概要

申請人等の外部ユーザー

ワン・ストップ・ポータルにより、各種サービスなどを集約表示して利用可能に

特許庁のデータを利用してエラーのない申請書作成を支援

口座振替等による料金支払い方法の多様化



申請人

APIの公開による民間の知財管理システムとの連携

特許庁保有の産業財産権情報をリアルタイムに提供

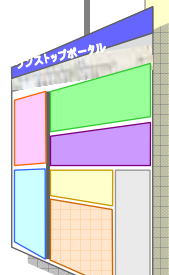
審査官と同様の先行技術の検索機能を提供

包袋情報、審査結果情報等の相互提供による海外特許庁との協力強化

特許庁内の職員

○ XML書類として整理・一元管理された情報に基づき、全ての業務を実施

- 業務の共通化
- 業務の並行処理・リアルタイム化
- 業務・ノウハウの可視化



ワン・ストップ・ポータル



事務処理システム



検索システム

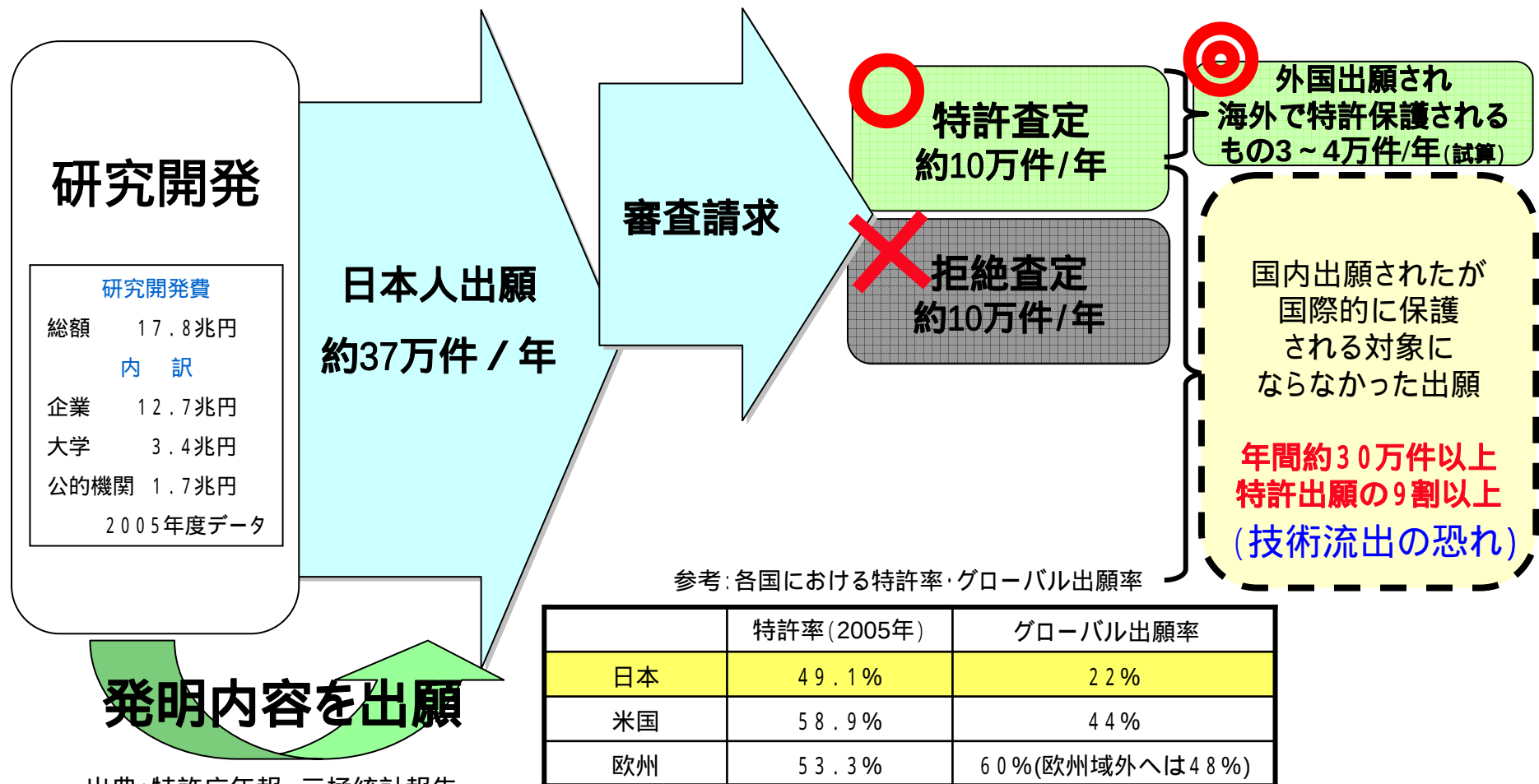


審査官

○ 概念検索の導入、審査ナレッジの活用等による先行技術の検索機能の高度化を検討

11. 企業における戦略的な知財管理の推進(1)

- 多数の国内出願が存在する中、国内で特許になるものは約1 / 4、また海外でも保護されるものは約1 / 10。
- グローバルな観点からの特許戦略で、意図せざる技術流出を防止することが重要。



参考: 各国における特許率・グローバル出願率

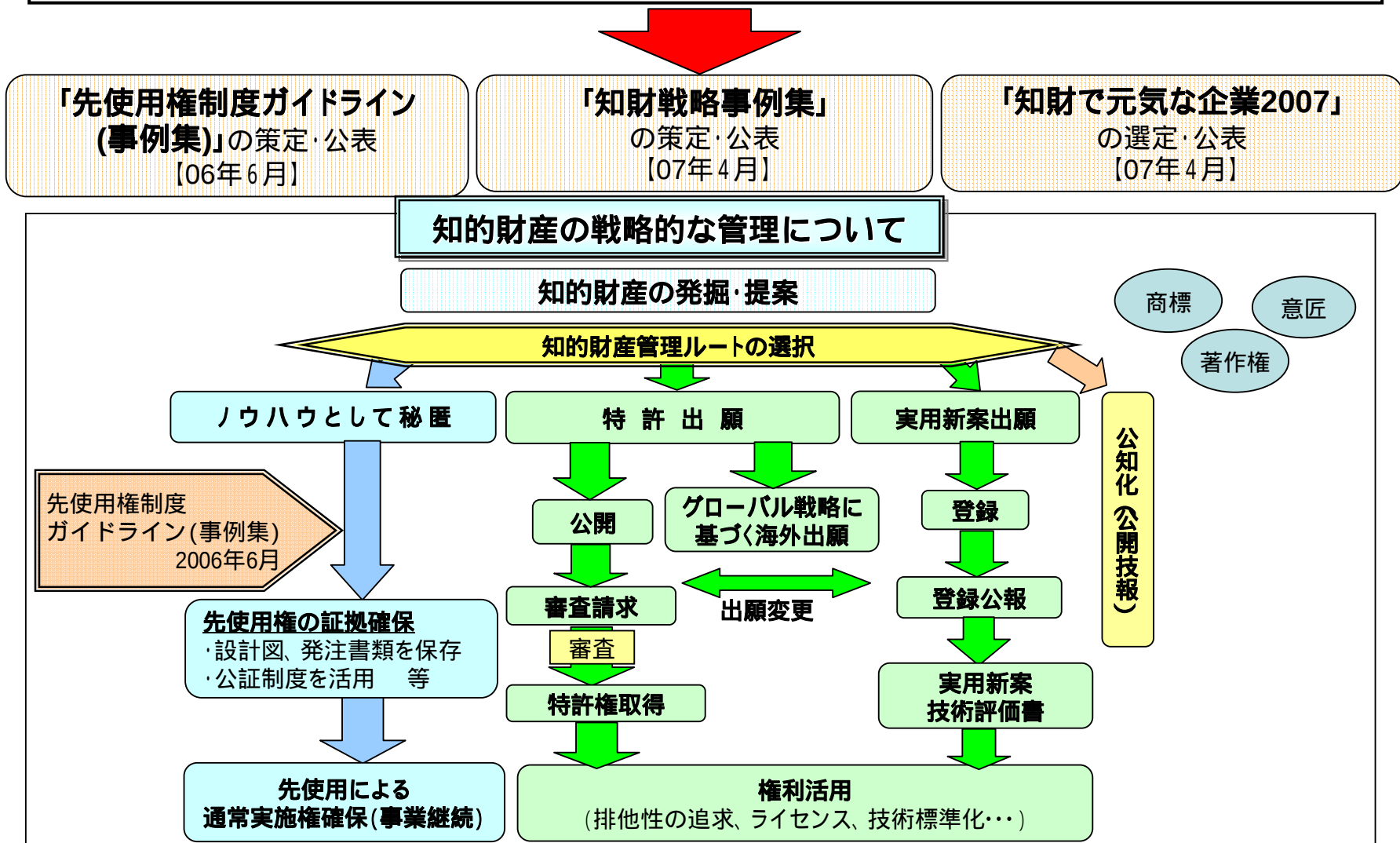
	特許率(2005年)	グローバル出願率
日本	49.1%	22%
米国	58.9%	44%
欧州	53.3%	60%(欧州域外へは48%)

日本(2005年)、欧米(2003年)出願のうち海外にも出願されるもの

出典: 特許庁年報、三極統計報告

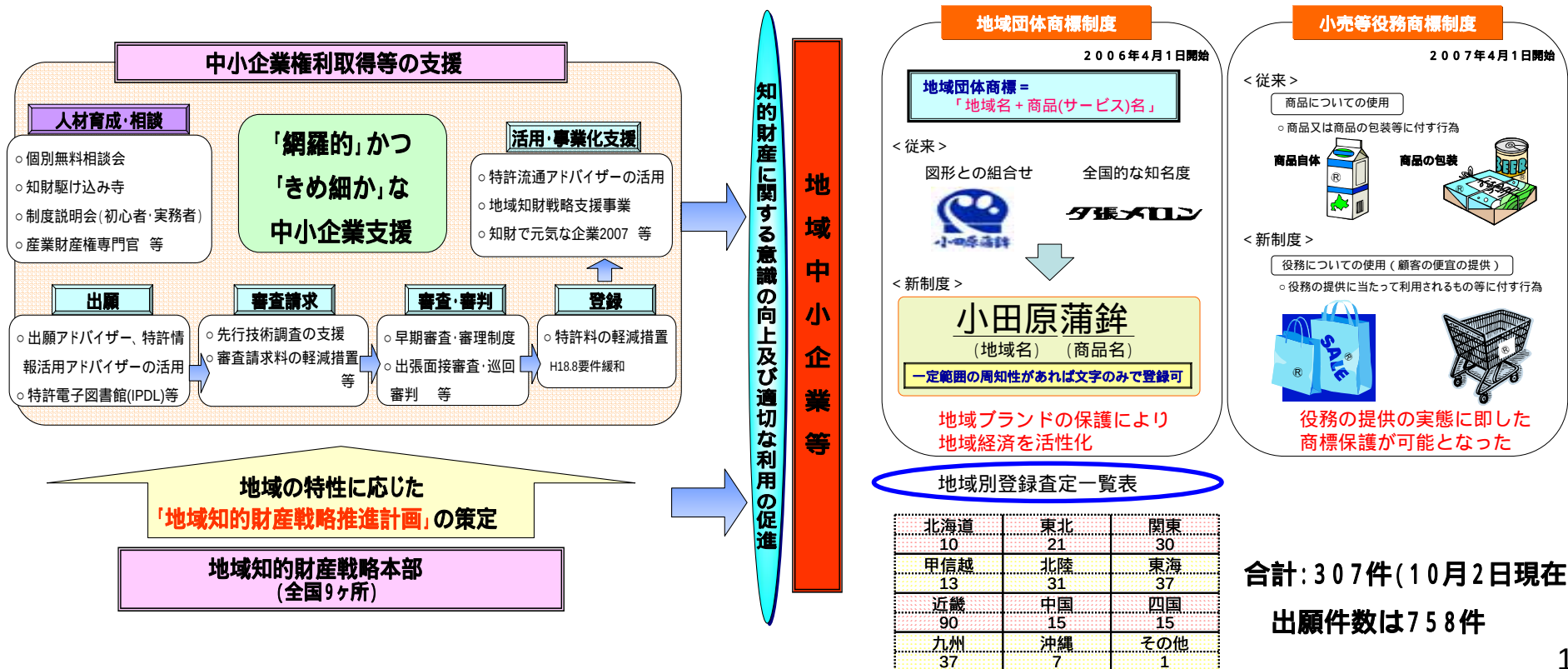
11. 企業における戦略的な知財管理の推進(2)

- 企業等が国際的な競争を勝ち抜くためには、研究開発成果である知的財産を戦略的に管理する体制・手法を確立し、これを研究開発及び事業活動と一体化させ、三位一体の経営を推進していくことが必要。



12. 地域・中小企業の知的財産活用に対する支援

- 中小企業に対しては審査請求料等の減免、先行技術調査の支援、早期審査等の多様な支援策を展開しており、中小企業におけるイノベーションを強力に支援するとともに、制度説明会等を通じた人材育成支援をも展開。
- また中小企業の利便性向上を図るため、平成20年度中に特許料等の口座振替を導入予定。
- なお地域ブランドをより適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、平成18年4月から地域団体商標制度を導入しており、登録査定件数は着実に増加。



13. 知財人材の育成に向けた取組(1) ~ 政府における取組 ~

- 2006年1月、知的創造サイクル専門調査会は「知的財産人材育成総合戦略」を策定。
- 総合戦略においては、今後10年間の人材育成活動の集中的な実施によって、知的財産専門人材を現行の約6万人から約12万人へと倍増させることとされている。

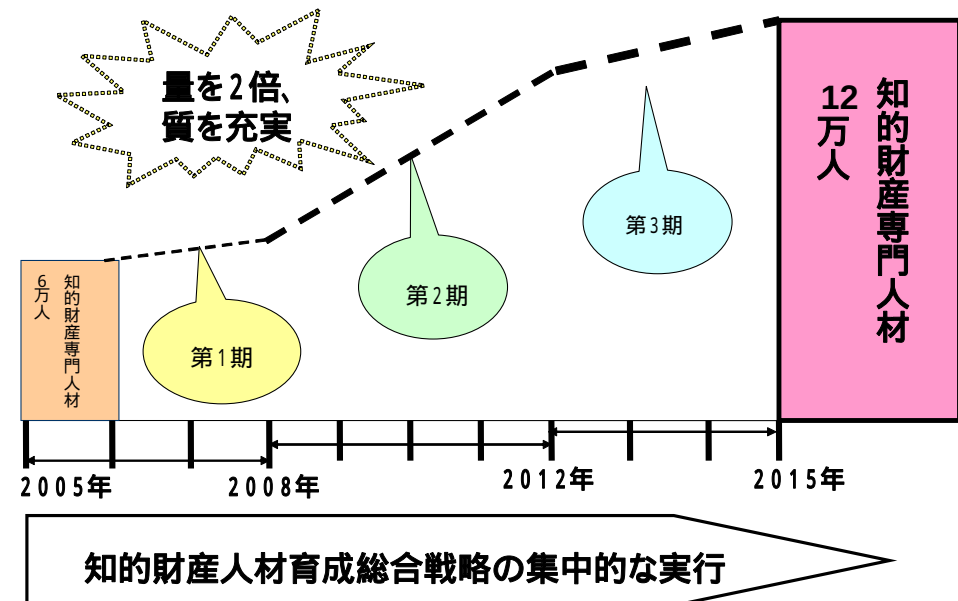
「知的財産人材育成総合戦略」 における3つの目標

「知的財産専門人材」の量を倍増し、質を高度化する

「知的財産創出・マネジメント人材」を育成し、質を高度化する

国民の「知財民度」を高める

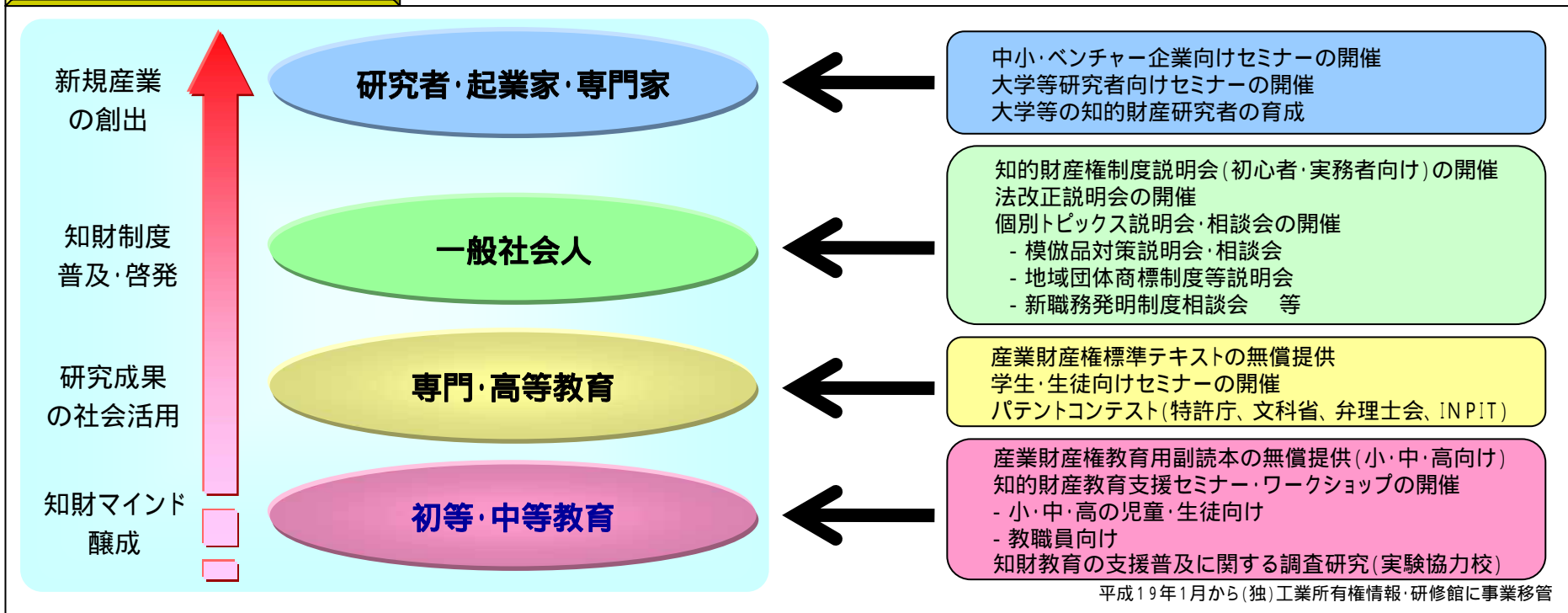
知的財産人材育成総合戦略の進め方 ~ 知的財産専門人材の倍増 ~



13. 知財人材の育成に向けた取組(2) ～特許庁・INPITにおける取組～

- 知的財産に対する関心の高まりに伴い、**知的財産人材の質的・量的な充実も必要。**
- このため**特許庁及び工業所有権情報・研修館(INPIT)においては、幅広い国民を対象にきめの細かい取組を実施。**

特許庁における取組



工業所有権情報・研修館(INPIT)における取組

知財専門人材の育成研修

- 知財専門人材(弁理士、知財部員等)向け研修(審査基準討論研修)
- 中小、ベンチャー企業向けの研修(特許侵害警告模擬研修)
- 登録調査機関の調査業務実施者育成研修

- 検索エキスパート研修(中級・上級)
- 行政機関等職員に対する研修
- IP・eラーニング

14. 弁理士法の一部を改正する法律の概要 ~平成19年6月20日公布~

- 産業界等の戦略的な知的財産権の取得・活用を支援する弁理士の役割の重要性が一層高まっており、その量的拡大のみならず質的充実を図るとともに、専門職としての責任を明確化する。
- 知的財産に関する専門サービスへのニーズの多様化に適確に対応するため、弁理士の業務範囲の拡大等を行う。

弁理士の資質向上、裾野拡大及び責任の明確化

研修制度の導入

実務修習制度の導入

(平成20年10月1日)

- 弁理士登録をしようとする者に対して、実務能力の担保を図る実務修習制度を導入する。

定期的研修受講の義務化

- 専門的能力の維持・涵養の観点から、弁理士が研修を定期的に受講することを義務化する。

責任の明確化

- 業務独占資格を有する弁理士の責任を明確化する。
- ・ 懲戒制度の見直し(新しい懲戒の種類の新設、懲戒事由の明確化等)
- ・ 名義貸しの禁止規定の導入(罰則を併せて規定)

弁理士試験の免除の拡大

短答式試験の一部免除

(平成20年1月1日)

- 知財に関する大学院の修了者
- 短答式試験の既合格者

論文式試験の一部免除

(平成20年1月1日)

- 選択科目の既合格者
- 必須科目の既合格者

専門職としての多様なニーズへの対応

弁理士業務の拡大

- 弁理士が有する専門的知見を十分に活用することのできる分野について業務を拡大する。
- ・ 「特定不正競争行為」の範囲拡大
- ・ 水際での侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者側の代理業務の追加
- ・ 外国出願の資料作成等支援を業務として明確化

特許業務法人制度の見直し

- 利用者への総合的な業務の提供主体としての特許業務法人制度の活用促進の観点から、特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負う指定社員制度を導入する。

弁理士情報の公表

- 利用者による弁理士の選択に資するため、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表する。

()内は施行日。ただし記載のない項目の施行日は平成20年4月1日